

「共謀罪」の新設に断固反対します

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

2016年9月21日

全国労働組合総連合
議長 小田川義和
自由法曹団
団長 荒井 新二
日本国民救援会
会長 鈴木 亜英

政府は、東京オリンピックなどに対する「テロ対策」を口実に、「共謀罪」を新設するための組織犯罪処罰法を「改正」し、「共謀罪」を新設する方針であることが報道されています。

「共謀罪」は、人権侵害の刑罰であり、これまでに3度にわたり国会に提出され、そのたびに国民の大きな反対によって廃案となった悪法です。

私たちは、「共謀罪」新設の狙いが、「戦争をする国」づくり反対する国民のたたかいを抑えるための、秘密保護法、盗聴法改悪などにつながる一連のものであると考え、新設に断固反対するものです。

第1に、「共謀罪」は、憲法で保障された思想・信条、内心の自由を侵します。

近代刑法では、被害が生じた場合（少なくとも犯罪行為に着手した場合）に、その犯罪行為を処罰することが原則です。しかし、「共謀罪」は、犯罪について話し合い・合意するなど、犯罪の実行（着手）前の「共謀」を罰するものです。そのため、警察が日常的に、国民が「悪いこと」「危ないこと」を考えていないかなど、その内心に踏み込み捜査することになります。戦前、特高警察が、治安維持法を使い、「戦争反対」などの思想を弾圧した時代を繰り返してはなりません。

第2に、「共謀罪」は、「テロ対策」どころか、広く市民、団体を監視することになります。

政府は「共謀罪」を「テロ等組織犯罪準備罪」と名前を変え、「テロ対策」を強調しています。しかし、「共謀罪」が適用される犯罪（4年以上の懲役・禁錮の犯罪）は、「テロ」とは全く関係のない公職選挙法や道路交通法を含め600を超え、広く市民生活に関わる犯罪も対象です。「テロ対策」というならば、テロを招かないためには、アメリカと一緒に他国を軍力で抑圧するような戦争法こそ廃止すべきです。

なお、政府は、要件を厳しくすると主張しています。その1つは、対象を「団体」から「組織的犯罪集団」としたことです。しかし、その定義もあいまいで、市民団体と労働組合も対象にされかねません。公職選挙法違反の捜査を口実に、大分・別府警察署員が市民・労働団体の事務所を隠しカメラで違法に監視していた事実からも問題は明らかです。また、「話し合い・合意」にくわえ、犯行の「準備行為」を要件に加えました。しかしこれも、どのような行為を「準備行為」と見なすかは捜査機関の裁量に委ねられていて、限定になりません。

第3に、「共謀罪」は、警察の日常的監視、「密告」社会を招きます。

「話し合い・合意」等を捜査するためには、市民からの情報提供、会話そのものの盗聴、「犯人」の自首などが考えられます。しかし、住民からの情報提供を推進すれば、戦前の隣組のような住民同士の相互監視・「密告」社会を生み出す危険があります。会話を盗聴するために、日常的に盗聴捜査がおこなわれる恐れがあります。自首すれば刑が減免されるので、「おとり」捜査員が団体に潜入し、「共謀罪」を成立させた上で「自首」し、組織をつぶしことに利用されかねません。

以上のように、「共謀罪」は、憲法に反し、国民監視・抑圧など人権侵害をするものです。「共謀罪」の新設に強く反対します。

別府警察署による盗撮に抗議し、真相の徹底究明を求める要請書

警察庁長官

坂口 正芳 殿

2016年9月21日

全国労働組合総連合
議長 小田川義和
自由法曹団
団長 荒井 新二
日本国民救援会
会長 鈴木 亜英

今年6月、参議院選挙の公示直前に、大分県警別府警察署員が、野党候補を支援する団体が入る別府市内の建物の敷地に、ビデオカメラを無許可で設置し、建物に出入りする不特定の人たちを盗撮していた事実が明らかになりました。

大分県警は、今回のカメラの設置について、土地の管理者に許可を取らなかったことを「不適切」とし、関係者を処分するとともに、4人について「建造物侵入罪」で書類送検しました。盗撮そのものについては、公職選挙法違反にかかわる捜査の一環と説明し、他方で、「カメラを設置、撮影する必要性、相当性はなかった」と、捜査員の「ミス」で済まそうとしています。

しかし、今回の盗撮は、公選法捜査に名を借りた重大なプライバシー侵害の違法捜査であり、公選法の「選挙の自由妨害罪」(225条)です。今回の参院選では、全国32の1人区野党統一候補が実現するなど与野党一騎打ちという情勢にもとで、社民党・吉田党首の地元であり、与野党候補が激しくぶつかる全国でも注目された選挙区であったことから、警察が野党候補に打撃を与えるための政治的狙いをもって情報収集していたと考えられます。

事件発覚後、警察庁は、通達「捜査用カメラの適正な使用の徹底について」を8月26日付けで、全国の警察に対し出しましたが、盗撮への真摯な反省どころか、盗撮を推進する内容でした。

今回の問題は、政府が臨時国会で提出を狙っている「共謀罪」が万一成立すれば、警察の判断で、公職選挙法(共謀罪の対象犯罪)違反での恒常的な盗撮も正当化されかねません。

私たちは、このような違法捜査、そして反省のない警察庁の姿勢に強く抗議をするとともに、以下について強く要求するものです。

- 一 盗撮に至る経過について、真相を徹底究明し、その結果を公表すること。
- 一 今回の盗撮が、①警察庁の了解のもとでおこなわれたものか、②そうでなければ、警察庁はどの時点でこの事実を知り、どのような対応・指導をしたのかを明らかにすること。
- 一 同じような盗撮が他にもおこなわれているのか、その事実を明らかにすること。もし、把握していないようであれば、全国で調査し、明らかにすること。

沖縄・高江での機動隊の暴力的警備に抗議し、撤退を求める要請書

警察庁長官

坂口 正芳 殿

2016年9月21日

全国労働組合総連合
議長 小田川義和
自由法曹団
団長 荒井 新二
日本国民救援会
会長 鈴木 亜英

沖縄県東村高江における米軍ヘリパット建設に抗議する住民・市民を、機動隊が暴力的に排除することに強く抗議し、直ちに撤退するよう求めるものです。

今年夏の参議院選挙では、基地建設に反対する「オール沖縄」の候補が大差を付けて与党候補を破りました。また、2012年の沖縄県民大会決議にもとづく「建白書」（県内41市町村長・議長が署名）においても、①普天間基地の閉鎖撤去、県内移設反対、②オスプレイの配備撤回が、要求として確認されています。その立場で、翁長沖縄県知事が、現在、国と交渉をつづけています。それらを全く無視して、力づくで沖縄県民の声を押しつぶそうとすることは絶対に許されません。

現在、高江では、6都府県から500人の機動隊が配置され異常警備体制にあります。

上記の警備要請について、政府は、「機動隊の派遣は沖縄県警の要請に基づくもの」と答えていましたが、実際は貴庁からの要請で派遣されたものであることが明らかになっています（7月12日に、沖縄県警から各県公安委員会に要請が出されましたが、その前日の7月11日に警察庁から「沖縄県警への特別派遣について」という通知が出され、根回しされていた）。

派遣された500人の機動隊は、メインゲートとなるN1ゲートを中心に配備され、建設に反対する住民や市民を、有無をいわず、実力をもって暴力的に排除し、人間の壁を作って通行を妨害しています。また、無抵抗な住民・市民を力づくで排除し、ケガを負わせたり、反対運動のテントを大量の機動隊を動員していっせいに撤去するなど、無法状態となっています。

このような事態を、地元・琉球新報も社説で「米軍基地建設のために手段を選ばぬ政府の対応は、戦後の米軍による「銃剣とブルドーザー」の住民弾圧をほうふつさせる。」（9月10日付）で厳しく批判しています。

警察の異常警備は、住民の日常生活をも壊し、農業にも重大な事態を引き起こしています。この時期はパインの収穫時期にあたりますが、県道70号線を機動隊が封鎖し、道路が混雑するため、通常20分で畑に行けるところ、3時間もかかり、仕事にならない事態が起きています。500人の機動隊はバス40台ほどで移動し、その他、パトカー、覆面パトカーなど警察関係者車両が大量に県道に駐車しているため、県道が渋滞し、住民の日常生活にも重大な支障をきたしています。

以上をふまえ、次のことを求めます。

- ・ 高江における機動隊を含む警察による暴力的排除行為をただちにやめること。
- ・ 高江から機動隊員を撤退させること。